

市民相談(2月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。

女性のための悩み相談

(1人50分・先着3人)
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

予人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00
▽毎週木曜日13:00～16:00

場上記いずれも市役所5階相談室507

備当日直接

人権電話相談

毎月第2・4金曜日17:00～20:00
(1人30分)

問人権室

TEL06-6992-1512

生活不安や仕事の相談

▽平日9:00～17:30
▽日曜日10:00～16:00

場市役所7階くらしサポートセンター
守口

TEL0800-200-8011

進路選択などの相談

進路や奨学金のことなど
時2月5日・12日・19日・26日(金)
14:00～18:00

場大日サービスコーナー
(イオンモール大日内)

問学校教育課

TEL06-6995-3151

介護保険について

介護保険サービスなどに関する苦情相談(弁護士)

時第2水曜日15:30～17:30
(1時間以内)

場市役所1階市民相談室101

予前日までに

問くすのき広域連合

TEL06-6995-1516

問同連合守口支所(高齢介護課内)

TEL06-6992-2180

2月は総合ねずみ駆除運動月間

各種感染症、食中毒の原因にもなり、衛生的にも有害なねずみを駆除して、快適な生活環境を作りましょう。

市では期間中、希望者に捕そ器の貸し出し、殺そ剤(1世帯に1袋)を無料で配布しています。

時2月1日(月)～28日(日)

場環境対策課、東部エリア・庭窪錦コミュニティセンター

ねずみが媒介する病気
食中毒、ウイルス病、ツツガムシ病、
そここう症など

防除方法
▽台所などで出したままの食品や残飯類は、完全に保管・処理する。
▽ねずみの通路をふさぎ、家に入れないようにする。

▽捕そ器、殺そ剤を有効に使い、地域ぐるみで一斉にねずみを退治する。

注捕そ器や殺そ剤を使用する場合は、

「資源ごみはちゃんと分別して!」の巻

ある燃やすごみの収集日
今日は多いなあ

うわあ!?

大丈夫ですか!?

雑誌は古紙なんやけどなあ...
資源ごみやのに...

取集できません! シールを貼ってあげよう

分ければ資源! 混ぜればごみ! だよ!

消費生活センターだより

高齢者の家庭内事故にご注意!

日常的に使用している身近な製品で大げやが死亡、火災などの高齢者事故が生じています。

▽ガスコンロで調理中、着ている服に着火してやけどを負った。

コンロに寄りかかって調理をしたり、着火しやすい衣服の着用、視力の衰えによる青いガス火が見えにくいことなどが原因です。起毛の衣服は、生地が空気を含んで燃えやすい状況になれば簡単に着火します。また、袖口に引火するケースが多いので、袖や裾が広がっている服は避けましょう。

▽就寝中に電気あんかで低温やけどを負った。
体温よりも少し高い温度の製品に、皮膚の同じ部分が長時間触れると低温やけどが生じます。低温やけどは気が

子どもの手に触れないようにしてください。

問環境対策課
TEL06-6992-1511

児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整の見直し

「児童扶養手当法」の一部改正により、令和3年3月分から、障害基礎年金等(注)を受給している人の「児童扶養手当」の算出方法が変更されます。

注国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による傷害補償年金など。

概要
これまで、障害基礎年金等を受給している人は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分(令和3年5月支払)の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年

金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

支給手続き
既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人は、原則申請は不要です。

それ以外の人は、児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。なお、令和3年3月1日より前であっても、事前申請は可能です。

支給開始月
これまで障害基礎年金等を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

問子育て支援政策課
TEL06-6992-1647

付きにくく、皮膚の深い部分までダメージを負うのが特徴です。就寝前にあんかで布団を温めておき、就寝時にはスイッチを切ったりタイマーを利用しましょう。あんか以外でも電気こたつ、スマートフォン、温水洗浄便座でも生じていますので注意しましょう。

▽冬場の寒い脱衣場から湯温の熱い浴槽に漬かると急にめまいがして倒れた。

急激な気温変化によって血圧が大きく変動し、体に負担がかかるヒートショックが生じたのが原因です。脱衣場と浴室はあらかじめ温めておき、かけ湯をしっかり行い、湯温は41度以下で長湯をせず、浴槽からゆつくり立ち上がるようにして予防をしましょう。

▽カーペットの端や床に置いた物にまずいて転倒した。階段が暗くて転落した。
筋力や視力が衰えると、わずかな段

金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

支給手続き
既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人は、原則申請は不要です。

それ以外の人は、児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。なお、令和3年3月1日より前であっても、事前申請は可能です。

支給開始月
これまで障害基礎年金等を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

問子育て支援政策課
TEL06-6992-1647

差でもつまずいたり足元が見えず、転倒や転落事故が起こりやすくなります。カーペットの端は固定する、居室の動線上には障害物を置かない、階段や段差には手すりや足元にライトを設置して明るくしたり、滑り止めマットを敷くなどの予防策をとりましょう。

家庭内事故が生じて、救急車を呼んだ方がよいのか迷ったら「救急安心センター」におおさか#7119に電話で相談しましょう。

問消費生活センター相談専用電話
TEL06-6998-3600

時午前9時～午後4時30分(平日のみ)
消費者ホットライン(土・日、祝日)
問局番なし188
時午前10時～午後4時

放置自転車の引き取りを

自転車の撤去は土・日、祝日も実施しています。

【12月撤去分】
保管期間 移送の告示日から1カ月
処分日 2月13日(土)

心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。

TEL06-6902-2340
返還時間 毎日午前10時～午後7時
住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2500円、原動機付自転車4千円)

注移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象
問都市交通計画課
TEL06-6992-1694



福祉の総合相談

時①平日午前9時～午後5時30分②平日午前10時～午後4時(表の開催日時を除く)③平日(表のとおり。ただし、休館日除く)

場①市役所7階守口市社会福祉協議会
②いきいきネット相談支援センター(藤田町4-20-1)③各コミュニティセンター

備当日直接
問守口市社会福祉協議会
TEL06-6992-2715

毎月	場所	2月
第2火曜日	北部	9日
第3火曜日	錦	16日
第3木曜日	東部エリア	18日
毎月	場所	3月
第1火曜日	西部	2日
第1木曜日	庭窪	4日

時すべて10:00～12:00